

都市計画を定める土地の区域

1 市街化区域に追加する部分

海老名市中新田四丁目、中新田五丁目、下今泉五丁目、上今泉字榎戸、上今泉三丁目、上今泉四丁目、上今泉六丁目、柏ヶ谷五丁目、望地一丁目、望地二丁目、本郷字下谷津、門沢橋一丁目、門沢橋六丁目、国分南二丁目、国分北三丁目、大谷北一丁目、杉久保南一丁目、杉久保南四丁目、杉久保北二丁目、杉久保北三丁目及び杉久保北五丁目地内

2 市街化調整区域に追加する部分

海老名市下今泉一丁目、下今泉五丁目、上今泉字榎戸、上今泉三丁目、上今泉六丁目、柏ヶ谷一丁目、柏ヶ谷六丁目、本郷字五反田及び字下谷津、門沢橋一丁目、国分南二丁目、国分北三丁目、大谷南五丁目、大谷北一丁目、杉久保南一丁目、杉久保南四丁目、杉久保北二丁目、杉久保北三丁目並びに杉久保北五丁目地内